

令和5年6月29日
国土交通省関東地方整備局
総務部

指名停止措置について

関東地方整備局は、両毛設備機工株式会社（所在地 群馬県高崎市）に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 総務部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1370

○契約課 課長 佐野 幸雄 （内線：2511）

○契約課 課長補佐 西原 弘之 （内線：2517）

電話：045-211-7412（代表） FAX：045-211-0205

契約管理官 田口 由美子 （内線：5880）

経理調達課 課長 野路 靖雄 （内線：5870）

○は本件の主務課です

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
両毛設備機工株式会社	群馬県高崎市剣崎町1216

2. 指名停止措置期間

令和5年6月29日から令和5年8月28日まで（2ヵ月）

3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者は、利根川水系砂防事務所発注の「R4利根川水系砂防事務所空調設備改修その他工事」において、調査基準価格を下回る入札額であったため、低入札価格調査の資料提出を依頼したところ、令和5年5月31日、積算金額の誤りを理由にこれを拒否した。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者が、低入札価格調査を拒否したことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第15号>

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内